

## 戸田市認知症とともに生きるあたたかいまちづくり条例（案）の概要

### 1 条例制定の背景

現在、我が国における急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数が年々増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。戸田市においても、将来急激な高齢化が予測され、認知症の人の数が増加することが見込まれ、認知症に対する取組をより一層推進していくことが求められます。

これまで、戸田市では、認知症の正しい知識の普及・啓発や、相談機関の設置等の取組を推進してきましたが、依然として認知症には「一方的に支援される存在であり、地域で暮らしていくことは難しい」等の先入観があります。

しかし、認知症になったとしても生活上の困難はあっても、すぐに何もわからなくなるわけでも、その人自身が別の人になってしまうわけでもありません。

既存の先入観を払拭し、認知症に関わる全ての市民が住み慣れた地域で希望と尊厳を保ちながら、安心して暮らせるまちづくりを実施していくことが必要です。

認知症の人やその家族等の視点を尊重しながら、認知症に対する取組をより一層推進するため、令和5年6月に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」をはじめとする認知症施策推進の機運の高まりに合わせ、戸田市でも条例を制定することとします。

### 2 条例案の概要について

#### (1) 目的

この条例を定めることにより、認知症に関する施策及び取組を総合的に推進し、全ての市民が同じ地域の一員として互いを尊重し、支え合い、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とします。

#### (2) 定義

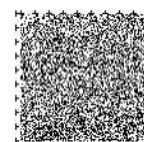
ア 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。

イ 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

ウ 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。

エ 関係機関 市内で医療又は介護を提供する事業所その他の認知症の人及びその家族等の支援に関わる機関をいう。

オ 家族等 家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。



### (3) 基本理念

市、市民、事業者及び関係機関は、認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、それぞれの責務や役割を認識し、相互に連携して地域全体で支えあうことで、認知症の人及びその家族等の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指すものとします。

### (4) 市の責務、市民、事業者、関係機関の役割

#### ア 市の責務

(ア) 市は、基本理念にのっとり、認知症に関する施策を総合的に推進するものとします。

(イ) 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、認知症の人及びその家族等の視点を尊重するとともに、市民、事業者及び関係機関と連携及び協力して取り組むものとします。

#### イ 市民の役割

(ア) 市民は、認知症に関する正しい知識を得て、その理解を深めるよう努めるものとします。

(イ) 市民は、市、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとします。

#### ウ 事業者の役割

(ア) 事業者は、基本理念にのっとり、認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとします。

(イ) 事業者は、市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとします。

#### エ 関係機関の役割

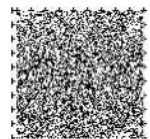
(ア) 関係機関は、認知症本人の状態に応じて適切なサービスを受けることができるよう相互間の連携に努めるものとします。

(イ) 関係機関は、その専門性を活かし、地域に向けた認知症の理解促進、普及啓発等に関する活動を行うよう努めるものとします。

### (5) 基本的施策

#### ア 普及、啓発

市は、市民、事業者及び関係機関が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとします。



イ 本人、家族等の支援（相談体制、権利擁護）

（ア） 市は、認知症の疑いがある人、認知症の人及びその家族等が早期に必要な支援を受けられるよう相談体制の整備及び充実を図るものとしします。

（イ） 市は、認知症の容態に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関との連携及び協力の体制づくりを行うものとしします。

（ウ） 市は、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとしします。

ウ 予防

市は、認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関する情報を踏まえ、市民の健康の増進や社会参加の促進等、必要な施策を実施するものとしします。

(6) その他

この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとしします。

(7) 施行期日

令和6年4月1日

